

# 熱中症対策及び衛星携帯電話の利用に関する試行について

近畿中国森林管理局では、下記のとおり熱中症対策及び衛星携帯電話の利用に係る経費に関して補正等を試行することとなりましたので、お知らせします。

対象の事業は、国有林野事業における造林事業及び製品生産事業とし、公告掲載中及び契約履行中の事業についても対象となりますので、最寄りの森林管理署及び森林管理事務所にお問合わせください。

## 1 森林整備事業における熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行について

近年の気候変動の影響から、真夏日が増加し、関連して熱中症による労働災害が、ここ数年増加傾向にある状況を踏まえ、熱中症対策に係る経費に関して現場管理費率等の補正を試行します。詳しくは下記の資料をご覧ください。

- 【資料1-1】森林整備事業における熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行について
- 【資料1-2】請負者向け各種参考資料

## 2 安全確保に資する衛星携帯電話の利用に関する試行について

国有林野事業の作業現場は、通話環境が脆弱な山間奥地において作業が行われる場合が多く、緊急時に迅速な対応を行うために確実な通話手段の確保が重要となります。このため、緊急連絡体制の確保に必要な通話手段として衛星携帯電話を利用する際の経費に関して、共通仮設費等への計上を試行します。

詳しくは下記の資料をご覧ください。

- 【資料2】安全確保に資する衛星携帯電話の利用に関する試行について

## 3 実施方法

令和8年度に実施する事業については、変更協定により特記仕様書を追加して対応します。令和8年4月1日以降の入札公告については、閲覧図書に特記仕様書を掲載します。

## 4 その他

この熱中症対策及び衛星携帯電話の利用に係る経費に関する試行については、現場管理費率等及び共通仮設費等に当経費が盛り込まれることとなった場合は廃止されます。

---

お問い合わせ先  
近畿中国森林管理局  
経理課  
森林整備課  
資源活用課

---

各森林管理局

森林整備部長（別記参照） 殿

林野庁国有林野部業務課長

## 森林整備事業における熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行について（通知）

熱中症対策については、令和 7 年 4 月 15 日に労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）の一部が改正され、第 612 条の 2 に熱中症を生ずるおそれのある作業に関する対策が追加され、事業者に対して労働者への熱中症対策が新たに罰則付きで義務付けられた。

これは、近年の気候変動の影響から、真夏日が増加し、関連して熱中症による労働災害が、ここ数年増加傾向にある状況を鑑み、新たな規定が設けられたものである。

こうした動きを踏まえて、国有林野事業における造林事業及び製品生産事業について熱中症対策に係る経費に関して、下記のとおり現場管理費率等の補正を試行することとしたので、令和 8 年 3 月 1 日以降に入札公告する事業に適用されたい。

## 記

### 1 対象事業等

#### (1) 対象事業

「国有林野事業における造林事業請負標準仕様書について」（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 林国業第 241 号林野庁長官通知）第 3 章に記載された各作業種を含む造林事業及び「国有林野事業における製品生産事業請負標準仕様書について」（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 林国業第 239 号林野庁長官通知）第 2 章に記載された各工程を含む製品生産事業について適用するものとする。

#### (2) 対象地域

全ての地域を対象とする。

#### (3) 対象事業である旨の明示

当試行の対象事業である旨を特記仕様書等に明示するものとする。

### 2 用語の定義

#### (1) 真夏日

日最高気温が 30 度以上の日（気象庁が公表している地上気象観測所等の気温）又は暑さ指数（WBGT 値）が 25 度以上の日（環境省が公表している観測地点の暑さ指数）。

## (2) 事業期間

事業着手日から事業終了日までの期間をいう。なお、年末年始休暇分としての6日間、7月、8月又は9月を含む事業では夏季休暇分としての3日間及び事業中止期間は含まない（事業期間には不稼働日も含む。）。

## (3) 真夏日率

事業期間内の真夏日を事業期間で除した割合をいう。なお、不稼働日は事業期間内の真夏日に含めないものとする。

## 3 補正方法等

### (1) 補正方法

ア 現場管理費率等の補正は、請負者から提出された計測結果の資料を基に、真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率等に加算するものとする。なお、補正は最終変更契約において行うものとし、補正値の算定は、次によるものとする。

$$\text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}$$

イ 「造林事業請負予定価格積算要領の制定について」（平成20年3月31日付け19林国業第242号林野庁長官通知）第3-2-(2)-ア-(イ)と合わせて適用する場合の補正値の上限は、2.0%とする。

ウ 補正値及び真夏日率は、小数点以下3位を四捨五入して、2位止めとする。

### (2) 補正係数

補正係数は、1.2とする。

## 4 気温の計測方法等

契約締結後に請負者から提出される事業計画書に、事業期間中における気温等の計測方法及び計測結果の報告方法を記載させることとする。

### (1) 計測方法

気温の計測方法については、事業現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT値）を用いることを標準とする。

ただし、これによりがたい場合は、あらかじめ監督職員と協議の上、気象業務法施行規則（昭和27年運輸省令第101号）第1条の3の表に基づく気象庁以外の者の行う観測の技術上の基準を満たした方法により得られた事業現場の気温の計測結果又はJISB7922に準拠した電子式湿球黒球温度指数計（精度区分クラス2以上）により測定した値を用いることも可とする。

なお、計測資料の取得又は計測に要する費用は請負者の負担とするものとする。

### (2) 計測結果の報告

事業計画書に記載した報告方法に基づき、計測結果の資料を提出させるものとする。

## 5 既契約事業における適用

### (1) 気温の計測方法

請負者・発注者間協議により本通知日以降の「基準日」を定め、当該基準日から事業終了日までの期間のうち、真夏日に当たる日数を計測するものとする。なお、計測方法等については、4 気温の計測方法等に準じること。

### (2) 補正方法

既契約事業における真夏日率の算出方法は、以下の式によるものとする。その他の補正方法は3 補正方法等によるものとする。

$$\text{真夏日率} = \text{基準日から事業終了日までの真夏日} \div \text{事業期間}$$

## 6 その他

上記の取扱いについて、地域の実情により対応が困難な場合等については、これによらないことができる。

当補正は試行であり、現場管理費等に熱中症対策に係る経費が盛り込まれることとなった際は、本通知を廃止する。

担当：業務課 森林整備班 造林係  
供給対策班 生産調整係

## 別記

北海道森林管理局森林整備部長

東北森林管理局森林整備部長

関東森林管理局森林整備部長

中部森林管理局森林整備部長

近畿中国森林管理局森林整備部長

四国森林管理局森林整備部長

九州森林管理局森林整備部長

## 熱中症対策に資する現場管理費率等の補正に伴う請負者向け各種参考資料

「森林整備事業における熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行について」（令和8年2月25日付け7林国業第240号林野庁業務課長通知。以下、「業務課長通知」という。）の運用に当たって事業計画書の記載例や気温の取得方法などの情報を下記にまとめたので参考とされたい。

- (1) 請負者は、対象事業において、契約締結後に提出する事業計画書に、事業期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載し、監督職員へ提出する。（記載例：別紙1）。なお、当試行に取り組まない場合は、事業計画書への記載は不要である。
- (2) 請負者は、(1)の事業計画書に記載した計測方法に基づき、気温を計測し、計測結果をまとめること。気象庁の地上気象観測所の気温を標準としているため、別紙2により取得方法を示すため参考とされたい。また、環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることも可能であるため、これについても別紙3により取得方法を示すため参考とされたい。
- (3) 業務課長通知4（1）の「気象業務法施行規則（昭和27年運輸省令第101号）第1条の3の表に基づく気象庁以外の者の行う観測の技術上の基準を満たした方法」、「JISB7922に準拠した電子式湿球黒球温度指数計（精度区分クラス2以上）により測定」を選択する場合は、あらかじめ監督職員と協議し、実際の測定の際は、下記に留意し、取り组まれたい。

### ▼計測環境（以下を満たすものとする）

- ・風通しや日当たりのよい場所
- ・物（車両を含む）や樹木からは可能な限り離れる
- ・地上から1m～1.5m程度の高さ

### ▼計測機器

- ・気温を1℃単位で計測できる温度計等又は精度区分クラス2以上の指数計

### ▼計測結果の確認

計測結果の報告の際、該当する下記のいずれかを添付すること。

- ・日時情報等の自動記録が可能な温度計等の場合は、そのログ情報
- ・上記機能がない温度計等の場合は、日時とともに温度計等の温度又は暑さ指数（WBGT）が判読できる写真



←「電子式湿球黒球温度指数計」のイメージ（環境省HP「まちなかの暑さ対策ガイドライン」より抜粋）

- (4) 既契約事業においては、請負者・発注者間協議により本通知日以降の「基準日」を定め、業務課長通知を適用することが可能である。決定した基準日から事業終了日までの期間のうち、真夏日に当たる日数を計測するものとする。

## 事業計画書記載例

## 熱中症対策への取り組み

- 熱中症対策として下記の項目を実施する。
  - 急な脱水症状に備え「経口補水液」を常備
  - 熱中症の予防として「塩飴」を常備
- 事業期間中における気温の計測方法は、事業現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温を採用することとする。

## 計測地点の情報

都道府県名	〇〇県
地点名	〇〇
北緯	〇度〇分
東経	〇度〇分
標高	〇m
計測方法	気象庁HPより取得

- 計測結果については下記のように集計し、事業終了後に提出する。

気温集計表（月別）

月	真夏日	真夏日の集計方法
記載例		
20XX/6月	2日	気象庁HPより取得した観測地点の日最高気温データを「気温集計表（日別）」にて集計した。
20XX/7月	16日	
20XX/8月	20日	
合計	38日	

※真夏日については事業期間内における稼働日のみを記載している。

気温集計表（日別）

(令和X年X月分)

年月日	観測地点における日最高気温(℃)	事業箇所	真夏日
記載例			
20XX/XX/XX	32	〇〇林小班ほか	○
20XX/XX/XX	30	××林小班ほか	×
20XX/XX/XX	30	××林小班ほか	×
合計			1日

※年月日については事業期間内における稼働日のみを記載している。

## 気象庁観測地点における気温取得例

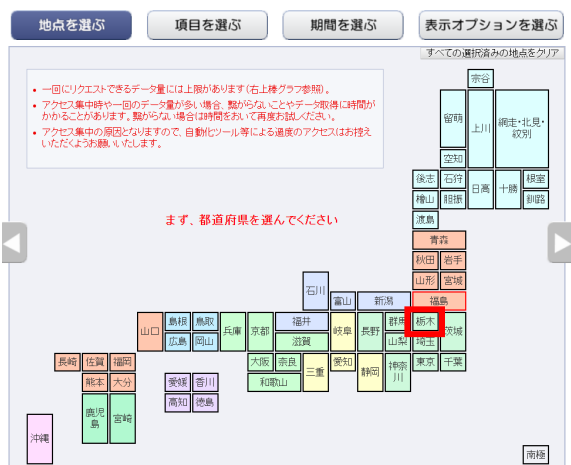
- ① 気象庁 HP > 過去の気象データ・ダウンロードへアクセス

<https://www.data.jma.go.jp/risk/obsdl/index.php>

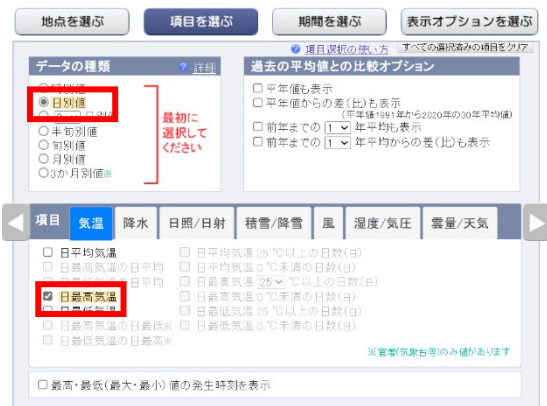
- ② 「地点を選ぶ」で、事業現場の最寄りの観測地点を選択

※ここでは栃木県を例とする

※カーソルをあてるとポップアップ表示され、北緯、東経、標高のデータも取得可能



- ③ 「項目を選ぶ」で、「日別値」、「日最高気温」を選択



- ④ 「期間を選ぶ」で、事業期間を指定



## ⑤ 「CSV ファイルをダウンロード」を選択

検索条件 選択済みのデータ量 0% 100% (上限)

地点を選ぶ 項目を選ぶ 期間を選ぶ 表示オプションを選ぶ

画面に表示 ▶

CSVファイルをダウンロード ▶

期間選択の使い方

期間

連続した期間で表示する

最近1年 最近1か月

2024年 10月 19日から  
2025年 10月 19日までの日別値を表示

特定の期間を複数年分、表示する

10月 19日から 10月 19日の値を  
2024年から 2025年まで表示

選択地点・項目をクリア

選択された地点 観測項目

郡山

削除

## ⑥ ダウンロードした CSV ファイルから必要情報を集計表にまとめる

ダウンロードした時刻：2025/10/21 17:21:43

宇都宮  
年月日 最高気温(°C)

2024/10/19	26.7
2024/10/20	20
2024/10/21	20.2
2024/10/22	23.8
2024/10/23	21.6
2024/10/24	24.8
2024/10/25	23.6
2024/10/26	21.2
2024/10/27	22.4
2024/10/28	18.9
2024/10/29	15.8
2024/10/30	22.8
2024/10/31	19.9
2024/11/1	21.8

## 環境省測定による暑さ指数取得例

- ① 環境省-熱中症予防サイト>ホーム>全国の暑さ指数へアクセス  
[https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt\\_data.php](https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt_data.php)

- ② 「暑さ指数の実況と予測」の下部に表示された地図より事業現場の最寄りの観測地点を選択  
 ※ここでは栃木県を例とする

**暑さ指数(WBGT)地図表示**

地点を選択 [地方] | [都府県] | [地点]

10月21日18時現在

暑さ指数(WBGT)地図表示

地点を選択 [関東地方] | [栃木] | [地点]

10月21日18時現在

暑さ指数(WBGT)地図表示

地点を選択 [関東地方] | [栃木] | [地点]

10月22日10時現在

暑さ指数(WBGT)の実況と予測

日光東町 (栃木)

実況推定値 (速報版)							
年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
2025年							
実況推定値 (確定版)							
年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
2024年							
2023年	4.1	5.2	6.3	7.4	8.5	9.6	10.7
2022年	4.1	5.2	6.3	7.4	8.5	9.6	10.7

- ③ 「過去データ」を選択し、「実況推定値」から該当月をダウンロードする  
 ※月別の出力は出来るが期間の指定はできない



- ④ ダウンロードした CSV ファイルから必要情報を集計表にまとめる  
 ※日別1時間毎の出力となる

Date	Time	WBGT	Tg
2025/6/1	1:00	11.4	11.1
2025/6/1	2:00	11.5	11.2
2025/6/1	3:00	11.6	11.3
2025/6/1	4:00	11.6	11.4
2025/6/1	5:00	11.6	12
2025/6/1	6:00	12.8	15
2025/6/1	7:00	14.3	18.3
2025/6/1	8:00	14	18.4
2025/6/1	9:00	14.1	19.3
2025/6/1	10:00	14.4	19.9
2025/6/1	11:00	15	21.2
2025/6/1	12:00	15.9	22.8
2025/6/1	13:00	16.6	23.3
2025/6/1	14:00	17.1	24
2025/6/1	15:00	16.7	23.2
2025/6/1	16:00	18.8	31.2
2025/6/1	17:00	17.9	27.4
2025/6/1	18:00	15.2	16.8
2025/6/1	19:00	14	15
2025/6/1	20:00	13.7	14.1
2025/6/1	21:00	13.8	14
2025/6/1	22:00	12.9	13.3
2025/6/1	23:00	12.7	13.1
2025/6/1	24:00:00	10.8	10.5

日最高指数

7 林国業第 250 号  
令和 8 年 2 月 27 日

各森林管理局  
森林整備部長（別記参照） 殿

林野庁国有林野部業務課長

## 安全確保に資する衛星携帯電話の利用に関する試行について（通知）

国有林野事業における造林請負事業及び製品生産請負事業では、通話環境が脆弱な山間奥地において作業が行われる場合が多く、緊急時に迅速な対応を行うために確実な通話手段の確保が重要である。このため、緊急連絡体制の確保に必要な通話手段として衛星携帯電話を利用する際の経費について、下記のとおり共通仮設費等への計上を試行することとしたので、令和 8 年 3 月 1 日以降に入札公告する事業に適用されたい。

### 記

#### 1 対象事業等

##### (1) 対象事業

「国有林野事業における造林事業請負標準仕様書について」（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 林国業第 241 号林野庁長官通知）第 3 章に記載された各作業種を含む造林事業及び「国有林野事業における製品生産事業請負標準仕様書について」（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 林国業第 239 号林野庁長官通知）第 2 章に記載された各工程を含む製品生産事業について適用するものとする。

##### (2) 対象地域

全ての地域を対象とする。

##### (3) 対象事業である旨の明示

当試行の対象事業である旨を特記仕様書等に明示するものとする。

#### 2 適用範囲

現場代理人が所有している携帯電話での通話が困難な箇所における事業で、契約後に請負者が衛星携帯電話の利用を希望する場合は、監督職員が、現場代理人が所有している携帯電話での通話が不可能であること及び衛星携帯電話での通話が可能であることを確認した上で利用を認めることができる。

#### 3 事業計画書への記載

衛星携帯電話の利用に当たっては、請負者は次の事項を事業計画書に記載し、監督職員の確

認を受けなければならない。

- ① 衛星携帯電話事業者名
- ② 衛星携帯電話サービス名
- ③ 衛星携帯電話及びこれに関連する機器類（以下「使用端末等」という。）
- ④ 利用料金
- ⑤ 利用期間（〇月〇日～〇月〇日まで）
- ⑥ 本請負事業以外の事業への供用の有無

#### 4 事前準備

##### (1) 通話状況の確認

請負者は、あらかじめ、事業現場において事業者が所有する通話機器での通話が不可能であることを確認することとする。

##### (2) 衛星携帯電話の準備

請負者は、使用端末等を準備することとする。

##### (3) 通話状況の確認等

請負者は、事業計画書提出後、衛星携帯電話で試験通話を行い、事業現場において正常に通話できるか、監督職員の確認を受けなければならない。請負者は、監督職員が通話に支障があると判断した場合は、発注者と請負者で協議し、衛星携帯電話の変更又は利用を中止するものとする。

#### 5 計上方法

衛星携帯電話の利用に関する経費は、1 契約 1 台分のリース代金を原則とする。費用の支払証明書類等を徴収し、共通仮設費の安全費等に積み上げ計上する。

リース不可の場合は、衛星携帯電話の購入代金を確認し、下記の算定例を参考に損料を算出し、発注者と請負者で協議する。月々の料金等は、支払証明書類等を徴収することにより経費として積み上げ計上する。

##### <算定例>

※ 森林整備保全事業建設機械経費積算要領（平成 11 年 4 月 1 日付け 11 林野計第 134 号林野庁長官通知）の別表第 2 建設機械損料計算表：分類コード 1799：017 [携帯用] を適用

(1)	(2)	(5)	(6)	(7)		(14)	(15)
基礎価格	標準使用 年数	年間標準 供用日数	維持管 理費率	年間管 理費率	残存率	換算供用 1日当たり 損料率	換算供用 1日当たり 損料 (例)
(例)							
73 千円	5.5 年	160 日	25%	8%	7%	$1,841 \times 10^{-6}$	134 円

- ・ 基礎価格 73 千円は例であり、実際に積算する際は購入代金とする。
- ・ 基礎価格に換算供用 1 日当たり損料率を乗じて換算供用 1 日当たり損料を算出する。  

$$(1) \quad (14)$$

$$73 \text{ 千円} \times 1,841 \times 10^{-6} = 134 \text{ 円}$$
- ・ 換算供用 1 日当たり損料に事業期間を乗じた額を衛星携帯電話の経費として積み上げ計上する。

## 6 留意事項

5による経費の計上に当たっては、以下に留意すること。

- (1) 当該経費は、現場管理費率、一般管理費等率等の対象外とする。
- (2) 衛星携帯電話の利用に当たり、現場条件により周辺機器類の設置が必要と認められる場合は、設置に係る経費をリース料金又は購入代金に含めることができる。また、衛星携帯電話の利用に関する契約に当たりサポートサービスへの加入が必須となっている場合に限り、加入に係る経費を月々の料金等に含めることができる。
- (3) 衛星携帯電話は、異なる請負契約において共用することは妨げない。ただし、同一期間に係るリース料金等を複数の請負契約に重複して計上することはできないものとする。なお、当試行により経費を計上する衛星携帯電話を異なる請負契約においても共用する場合には届け出ること。
- (4) 衛星携帯電話の通話料金は、現場管理費等に含まれるため計上しない。
- (5) 本通知によりがたい場合は、上記の取扱によらず、発注者と請負者の協議により計上方法を定めるものとする。

## 7 事業計画書提出後の利用希望への対応

事業計画書提出時には衛星携帯電話の利用予定がなかったものの、後日、利用を希望することとなった場合には、3から6までに準じて対応することとする。

## 8 既契約事業における適用

本通知日以降の発注者と請負者の間で協議により「基準日」を定め、当該基準日以降の費用を計上するものとする。

## 9 その他

この衛星携帯電話の利用に関する経費の計上は試行であり、共通仮設費等に当経費が盛り込まれることとなった際は、本通知を廃止する。

担当：業務課 森林整備班 造林係  
供給対策班 生産調整係

## 別記

北海道森林管理局森林整備部長

東北森林管理局森林整備部長

関東森林管理局森林整備部長

中部森林管理局森林整備部長

近畿中国森林管理局森林整備部長

四国森林管理局森林整備部長

九州森林管理局森林整備部長